２００８０８２４

市民自治―我々はどう考えどう行動するか

福嶋 浩彦

1. 地方自治とは何か

市民主権（市民自治）の立場に立てば、分権（地方自治）は原理

⇒ 政府・行政機構を国と自治体に分け、行政の権限やお金をできる限り主権者市民に近いところへ置いてコントロールする

「市民から出発する自治・分権」という視点が大切

2. 市民自治の視点

◎市民自治の土台は直接民主主義

◎間接民主制で代替するが、直接民主制も並立させる

◎日常的な市民の直接参加が不可欠。　参加市民と長・議会との緊張関係があってこそ長・議会は「全市民の利益」に立脚 ⇔「長の利益」「議会の利益」「役所の利益」

■補助金の公募と市民審査　■職員採用での民間試験委員　■市民債の発行

■予算編成過程の公開とパブリックコメント

◎問われる議会活動（条例・予算・請願の審議、議員立法 等）への市民参加

「長と議会が市民参加を踏まえた活力を対抗させ合う緊張関係に立つ」のが２元代表制

◎セーフティネットとして常設型の住民投票制度

3. 自治をリードする議会に

２元代表制の自治体の議会に「与党」「野党」はない。したがって政府･与党協議もない。

議会と長がオープンな場で議論することが大切

個々の議員が執行部に要望し、長の提案に賛否を表明するだけの議会　**ｏｒ**

政策や方針を議員同士が討論し「議会の意思」をまとめ自治体をリードする議会

＊ 後者には議員同士の自由討論が不可欠

＊「議会の総意」で長の提案を修正する（予算の場合は原案訂正も）

＊ 議会として市民に説明責任を果たす

4. 市民の公共をつくる

「公共」は市民の社会的活動の総体。

◎これまでは公共＝官（行政）の思想。民は行政の下請け → ＜官が支配する公共＞

◎これからは「市民の自立した活動」と「主権者市民にコントロールされた行政」が連携（協働）して、市民自治による「新しい公共」を創る→ ＜市民が主体者の公共＞

行政の中心的な役割は、市民の自立した活動の下支えと、公共全体のコーディネート

5. 市民も自治の力を高める

市民も自治の力を高めることが不可欠

違う意見、異なる利害関係を持つ市民同士がきちんと対話し、お互いに納得できる合意を自ら創り出す力が必要

陳情政治の延長 **ｏｒ** 市民自治につながる参加